

新旧对照表

現 行

別表第15 (第41条関係)

1 公共施設の用に供する土地の緑化基準

公共施設の区分	緑地の面積	樹木の植栽
道路		1 幅員が2.5メートル以上3.5メートル未満の歩道については、街路樹を8メートルから12メートルの間隔で植栽すること。 2 幅員が3.5メートル以上の歩道については、植樹帯を設置すること。 3 幅員が1.5メートル以上の中央帯については、植樹帯を設置すること。 4 法面については、樹木又は芝その他の地被植物を植栽すること。 5 その他知事が別に定めるところによること。
公園	1 都市公園のうち、公園については、敷地面積の50パーセント以上とすること。 2 都市公園のうち、緑地については、敷地面積の70パーセント以上とすること。	知事が別に定めるところによること。
公営住宅	1 新設の場合は、空地面積の50パーセント以上とすること。 2 既設の場合は、空地面積の40パーセント以上とすること。	次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。 (1) 10平方メートル当たり高木が1本以上あること。 (2) 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。 (3) 低木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われていること。
学校	1 校舎の敷地については、新設の場合にあっては当該敷地面積の20パーセント以上、既設の場合にあっては当該敷地面積の15パーセント以上とすること。 2 運動場については、当該敷地面積の5パーセント以上とすること。	公営住宅に係る基準によること。
庁舎	公営住宅に係る基準によること。	公営住宅に係る基準によること。
病院	公営住宅に係る基準によること。	公営住宅に係る基準によること。
社会福祉施設	学校に係る基準によること。	公営住宅に係る基準によること。
社会教育施設	1 公営住宅に係る基準によること。 2 施設の配置の状況が学校に類するものについては、学校に係る基準によることができること。	公営住宅に係る基準によること。

備考 1 「緑地の面積」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地で、10平方メートルを超える区画されたもの又はこれと同等と認められるものの面積をいう。

改 正 案

別表第15 (第41条関係)

1 公共施設の用に供する土地の緑化基準

公共施設の区分	緑地の面積	樹木の植栽
道路		1 幅員が2.5メートル以上3.5メートル未満の歩道については、街路樹を8メートルから12メートルの間隔で植栽すること。 2 幅員が3.5メートル以上の歩道については、植樹帯を設置すること。 3 幅員が1.5メートル以上の中央帯については、植樹帯を設置すること。 4 法面については、樹木又は芝その他の地被植物を植栽すること。 5 その他知事が別に定めるところによること。
公園	1 都市公園のうち、公園については、敷地面積の50パーセント以上とすること。 2 都市公園のうち、緑地については、敷地面積の70パーセント以上とすること。	知事が別に定めるところによること。
公営住宅	1 新設の場合は、空地面積の50パーセント以上とすること。 2 既設の場合は、空地面積の40パーセント以上とすること。	次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。 (1) 10平方メートル当たり高木が1本以上あること。 (2) 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。 (3) 低木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われていること。
学校	1 校舎の敷地については、新設の場合にあっては当該敷地面積の20パーセント以上、既設の場合にあっては当該敷地面積の15パーセント以上とすること。 2 運動場については、当該敷地面積の5パーセント以上とすること。	公営住宅に係る基準によること。
庁舎	公営住宅に係る基準によること。	公営住宅に係る基準によること。
病院	公営住宅に係る基準によること。	公営住宅に係る基準によること。
社会福祉施設	学校に係る基準によること。	公営住宅に係る基準によること。
社会教育施設	1 公営住宅に係る基準によること。 2 施設の配置の状況が学校に類するものについては、学校に係る基準によることができること。	公営住宅に係る基準によること。

備考 1 「緑地の面積」とは、植栽基盤の面積（樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地で、10平方メートルを超える区画されたもの又はこれと同等と認められるものの面積をいう。以下同じ。）に、高木の樹冠の合計面積（高木1本ごとの次の表の左欄に掲げる植栽時の樹高に応じた同表の右欄に掲げる樹冠面積の合計（樹冠の水平投影面が他の樹冠の水平投影面と重複する部分がある場合は、当該部分に相当する面積を控除した面

現 行

- 2 「新設の場合」とは、条例第117条の規定の施行の日以降に公共施設が設置される場合をいい、「既設の場合」とは、同日前に公共施設が設置されている場合をいう。
- 3 「空地面積」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積をいう。
 - (1) 都市計画区域（都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域をいう。以下同じ。）内の公共施設 敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率（建築基準法第53条の規定により定められる建ぺい率をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積を控除した面積
 - (2) 都市計画区域外の公共施設 敷地面積に10分の3を乗じて得た面積
- 4 「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいい、「低木」とは、高木以外の樹木をいう。

2 公共施設の用に供する建築物の緑化基準

建築物の区分	緑地の面積	樹木の植栽
都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域内の建築面積が1,000平方メートル以上の建築物	屋上の面積の20パーセント以上とすること。	樹木、竹又は芝その他の地被植物で表面を被われていること。

備考 1 「緑地の面積」とは、植栽面積（建築物の屋上、壁面、ベランダ等のうち、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される植栽基盤（可動式のものにあっては、容量100リットル以上のものに限る。）である部分の面積をいう。）に緑被面積（建築物の屋上、壁面、ベランダ等のうち、樹木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われている部分（植栽基盤である部分を除く。）の面積をいう。）を加えたものをいう。

- 2 「屋上」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用が可能な部分をいい、「屋上の面積」とは、屋上のうち、空気調節機器等の建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積（太陽電池の設置面積を除く。）を除いた面積をいう。
- 3 建築物に太陽電池を設置した場合、その設置面積に2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。

改 正 案

積をいう。以下同じ。）を加えたものをいう。ただし、植栽基盤が高木のみの生育に供される土地である場合は、植栽基盤の面積又は高木の樹冠の合計面積のいずれか大きい面積とする。

植栽時の樹高	樹冠面積
<u>1メートル以上2.5メートル未満</u>	<u>3.8平方メートル</u>
<u>2.5メートル以上4メートル未満</u>	<u>8平方メートル</u>
<u>4メートル以上</u>	<u>13.8平方メートル</u>

- 2 「新設の場合」とは、条例第117条の規定の施行の日以降に公共施設が設置される場合をいい、「既設の場合」とは、同日前に公共施設が設置されている場合をいう。
- 3 「空地面積」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積をいう。
 - (1) 都市計画区域（都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域をいう。以下同じ。）内の公共施設 敷地面積から当該敷地面積に建蔽率（建築基準法第53条の規定により定められる建蔽率をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積を控除した面積
 - (2) 都市計画区域外の公共施設 敷地面積に10分の3を乗じて得た面積
- 4 「高木」とは、植栽時の樹高がおおむね1メートル以上で、成木時の樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいい、「低木」とは、高木以外の樹木をいう。

2 公共施設の用に供する建築物の緑化基準

建築物の区分	緑地の面積	樹木の植栽
都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域内の建築面積が1,000平方メートル以上の建築物	屋上の面積の20パーセント以上とすること。	樹木、竹又は芝その他の地被植物で表面を被われていること。

備考 1 「緑地の面積」とは、植栽面積（建築物の屋上、壁面、ベランダ等のうち、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される植栽基盤（可動式のものにあっては、容量100リットル以上のものに限る。）である部分の面積をいう。）に緑被面積（建築物の屋上、壁面、ベランダ等のうち、樹木、竹又は芝その他の地被植物（壁面にあっては、知事が別に定めるものに限る。）で表面が被われている部分（植栽基盤である部分を除く。）の面積をいう。）を加えたものをいう。

- 2 「屋上」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用が可能な部分をいい、「屋上の面積」とは、屋上のうち、空気調節機器等の建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積（太陽電池の設置面積を除く。）を除いた面積をいう。
- 3 建築物に太陽電池を設置した場合、その設置面積に2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。

現 行

別表第17 (第42条の2関係)

1 建築物の緑化基準

建築物の区分	緑地の面積	樹木の植栽
新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	屋上の面積の20パーセント以上とすること。	樹木、竹又は芝その他の地被植物で表面を被われていること。
改築又は増築に係る建築物で改築又は増築に係る部分の建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	改築又は増築に係る部分の屋上の面積の20パーセント以上とすること。	新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるものに係る基準によること。
既設の建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	屋上の面積の20パーセント以上となるよう努めること。	新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるものに係る基準によること。

- 備考 1 「緑地の面積」、「屋上」及び「屋上の面積」とは、それぞれ別表第15の2の部の備考に規定するものをいう。
- 2 建築物に太陽電池を設置した場合、その設置面積の2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。
- 3 建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑地の面積について、建築物の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の敷地の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物の敷地の緑化をもって代える面積は、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

2 建築物の敷地の緑化基準

建築物の敷地の区分	緑地の面積	樹木の植栽
住宅の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の30パーセント以上とすること。 次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。 (1) 10平方メートル当たり高木が1本以上あること。 (2) 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。 (3) 低木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われていること。
	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の10パーセント以上とすること。 新築、改築又は増築に係る住宅の敷地に係る基準によること。
建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の50パーセント以上とすること。 新築、改築又は増築に係る住宅の敷地に係る基準によること。
	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の20パーセント以上とすること。 新築、改築又は増築に係る住宅の敷地に係る基準によること。

- 備考 1 「緑地の面積」、「高木」及び「低木」とは、それぞれ別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。
- 2 「空地面積」とは、敷地面積から当該敷地面積に建蔽率を乗じて得た面積を控除した面積をいう。

改 正 案

別表第17 (第42条の2関係)

1 建築物の緑化基準

建築物の区分	緑地の面積	樹木の植栽
新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	屋上の面積の20パーセント以上とすること。	樹木、竹又は芝その他の地被植物で表面を被われていること。
改築又は増築に係る建築物で改築又は増築に係る部分の建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	改築又は増築に係る部分の屋上の面積の20パーセント以上とすること。	新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるものに係る基準によること。
既設の建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	屋上の面積の20パーセント以上となるよう努めること。	新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるものに係る基準によること。

- 備考 1 「緑地の面積」、「屋上」及び「屋上の面積」とは、それぞれ別表第15の2の部の備考に規定するものをいう。
- 2 建築物に太陽電池を設置した場合、その設置面積の2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。
- 3 建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑地の面積について、建築物の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の敷地の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物の敷地の緑化をもって代える面積は、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。
- 4 知事が定める二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築、改築又は増築を行った場合は、二酸化炭素の排出の抑制の量に応じて知事が別に定める区分に応じた面積を緑地の面積とみなすことができる。

2 建築物の敷地の緑化基準

建築物の敷地の区分	緑地の面積	樹木の植栽
住宅の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の30パーセント以上とすること。 次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。 (1) 10平方メートル当たり高木が1本以上あること。 (2) 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること。 (3) 低木、竹又は芝その他の地被植物で表面が被われていること。
	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の10パーセント以上とすること。 新築、改築又は増築に係る住宅の敷地に係る基準によること。
建築物(住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。)の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の50パーセント以上とすること。 新築、改築又は増築に係る住宅の敷地に係る基準によること。
	既設の建築物の敷地の場合	空地面積の20パーセント以上とすること。 新築、改築又は増築に係る住宅の敷地に係る基準によること。

- 備考 1 「緑地の面積」、「高木」及び「低木」とは、それぞれ別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。
- 2 「空地面積」とは、敷地面積から当該敷地面積に建蔽率を乗じて得た面積を控除した面積をいう。

現 行

- 3 駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被うことにより緑化することができる工法により整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。
- 4 建築物の敷地に太陽電池を設置した場合、その設置面積に2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。
- 5 建築物の敷地における緑地の面積について、建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。
- 6 次の表の左欄に掲げる建築物の敷地における緑地の面積について、備考5前段に定める方法によってもなお建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、緑地の面積の欄中「空地面積の50パーセント」とあるのは「備考6の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積」とし、備考2中「敷地面積から当該敷地面積」とあるのは「敷地面積から備考6の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる建築物の敷地の部分の面積を控除した面積（以下「控除後敷地面積」という。）から、当該控除後敷地面積」とする。

建築物の区分	建築物の敷地の部分	緑地の面積の特例
(1) 学校、社会福祉施設及び社会教育施設	屋外の運動場、園庭その他の運動施設	空地面積の50パーセント及び中欄に掲げる建築物の敷地の部分の面積の5パーセントの合計面積から備考5の建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積を控除した面積
(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車により輸送を行う貨物の積卸し、荷さばき又は保管を行う施設	貨物の積卸し、荷さばき及び保管を行う屋外の部分、当該部分までの屋外通路並びに大型自動車の屋外駐車場	空地面積の50パーセントの面積から備考5の建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積を控除した面積

改 正 案

- 3 駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被うことにより緑化することができる工法により整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。
- 4 建築物の敷地に太陽電池を設置した場合、その設置面積に2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。ただし、緑地の面積に算入することができる面積は、建築物の敷地の区分の欄に掲げる建築物の敷地の区分に応じ、それぞれ緑地の面積の欄に掲げる下限の面積の2分の1を上限とする。
- 5 建築物の敷地における緑地の面積について、建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。
- 6 次の表の左欄に掲げる建築物の敷地における緑地の面積について、備考5前段に定める方法によってもなお建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、緑地の面積の欄中「空地面積の50パーセント」とあるのは「備考6の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積」とし、備考2中「敷地面積から当該敷地面積」とあるのは「敷地面積から備考6の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる建築物の敷地の部分の面積を控除した面積（以下「控除後敷地面積」という。）から、当該控除後敷地面積」とする。

建築物の区分	建築物の敷地の部分	緑地の面積の特例
(1) 学校、社会福祉施設及び社会教育施設	屋外の運動場、園庭その他の運動施設	空地面積の50パーセント及び中欄に掲げる建築物の敷地の部分の面積の5パーセントの合計面積から備考5の建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積を控除した面積
(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車により輸送を行う貨物の積卸し、荷さばき又は保管を行う施設	貨物の積卸し、荷さばき及び保管を行う屋外の部分、当該部分までの屋外通路並びに大型自動車の屋外駐車場	空地面積の50パーセントの面積から備考5の建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積を控除した面積

- 7 知事が定める二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築、改築若しくは増築を行った場合又は設備を設置した場合は、二酸化炭素の排出の抑制の量に応じて知事が別に定める区分に応じた面積を緑地の面積とみなすことができる。ただし、緑地とみなすことができる面積は、建築物の敷地の区分の欄に掲げる建築物の敷地の区分に応じ、それぞれ緑地の面積の欄に掲げる下限の面積(1の部の備考4の規定により緑地とみなすことができる面積がある場合は、当該面積を控除した面積)の2分の1を上限とする。

現 行

様式第31号の2 (第42条の2 関係)
(第1面)

建 築 物 等 緑 化 計 画 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

建 築 物 等 の 名 称 等	名 称	
	所 在 地	
	種 類	
	行 為 の 種 別	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

注 該当事項は、○で囲んでください。

改 正 案

様式第31号の2 (第42条の2 関係)
(第1面)

建 築 物 等 緑 化 計 画 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

建 築 物 等 の 名 称 等	名 称	
	所 在 地	
	種 類	
	行 為 の 種 別	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

注 該当事項は、○で囲んでください。

現 行

(第2面)

1 建築物の緑化計画

緑地の面積に係る計画	建築面積	m ²	屋上の面積	(A)	m ²
	区分	植栽面積			緑被面積
		固定式植栽基盤の面積		可動式植栽基盤の面積	
	屋上	m ²	m ²		m ²
	壁面	— m ²	— m ²		m ²
	ベランダ等	m ²	m ²		m ²
	小計	(B) m ²	(C) m ²	(D)	m ²
	太陽電池	(E) m ²	緑地の面積に相当する面積(E) × 1 / 2		(F) m ²
緑地の面積の合計(B)+(C)+(D)+(F)	(G) m ²	緑地率 (G) / (A) × 100		%	

樹木の植栽に係る計画	区分	樹木の植栽場所	緑地の面積 m ²	植栽の内容			主な樹種
				高木	低木	竹又は地被植物 m ²	
	植栽面積	固定式植栽基盤の面積	計				
			可動式植栽基盤の面積	計			
	緑被面積	計					
		合計					

緑化計画の完了予定年月日

年 月 日

改 正 案

(第2面)

1 建築物の緑化計画

緑地の面積に係る計画	建築面積	m ²	屋上の面積	(A)	m ²
	区分	植栽面積			緑被面積
		固定式植栽基盤の面積		可動式植栽基盤の面積	
	屋上	m ²	m ²		m ²
	壁面	— m ²	— m ²		m ²
	ベランダ等	m ²	m ²		m ²
	小計	(B) m ²	(C) m ²	(D)	m ²
	太陽電池	(E) m ²	緑地の面積に相当する面積(E) × 1 / 2		(F) m ²
緑地の面積の合計(B)+(C)+(D)+(F)	(G) m ²	緑地率 (G) / (A) × 100		%	

樹木の植栽に係る計画	区分	樹木の植栽場所	緑地の面積 m ²	植栽の内容			主な樹種
				高木	低木	竹又は地被植物 m ²	
	植栽面積	固定式植栽基盤の面積	計				
			可動式植栽基盤の面積	計			
	緑被面積	計					
		合計					

緑化計画の完了予定年月日

年 月 日

注 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の1の部の備考4の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

現 行

(第3面)
2 建築物の敷地の緑化計画

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	緑地の面積の合計	緑地率		
	m ²	(A) m ²	(B) m ²	(C) m ²	(B)+(C) × 1 / 2 = (D) m ²	(D) / (A) × 100 %		
樹木の植栽に係る計画	区 分	樹木の植栽場所	植栽面積	植栽の内容			主な樹種	
			m ²	高 木	低 木	竹又は地被植物		
	緑地（ガラスパーキングを除く。）の面積				本	本	m ²	
		計						
	ガラスパーキングの面積				—	—		
					—	—		
					—	—		
				—	—			
計				—	—			
合 計								
緑化計画の完了予定年月日		年 月 日						

注 「ガラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

改 正 案

(第3面)
2 建築物の敷地の緑化計画

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	緑地の面積の合計	緑地率		
	m ²	(A) m ²	(B) m ²	(C) m ²	(B)+(C) × 1 / 2 = (D) m ²	(D) / (A) × 100 %		
樹木の植栽に係る計画	区 分	樹木の植栽場所	植栽面積	植栽の内容			主な樹種	
			m ²	高 木	低 木	竹又は地被植物		
	緑地（ガラスパーキングを除く。）の面積				本	本	m ²	
		計						
	ガラスパーキングの面積				—	—		
					—	—		
					—	—		
				—	—			
計				—	—			
合 計								
緑化計画の完了予定年月日		年 月 日						

注 1 「ガラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の2の部の備考7の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

現 行

(第4面)

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(B)+(C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E)/(A) \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m ²				
緑化計画の完了予定年月日			年 月 日				

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。

改 正 案

(第4面)

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(B)+(C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E)/(A) \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m ²				
緑化計画の完了予定年月日			年 月 日				

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。

現 行

様式第31号の3 (第42条の2関係)
(第1面)

建築物等緑化計画変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

変更の理由		
建築物等 の 名称	名称	
	所在地	
	種類	
	行為の種類別	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工事の着手 予定年月日	年 月 日
	工事の完了 予定年月日	年 月 日

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。
2 該当事項は、○で囲んでください。

改 正 案

様式第31号の3 (第42条の2関係)
(第1面)

建築物等緑化計画変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

変更の理由		
建築物等 の 名称	名称	
	所在地	
	種類	
	行為の種類別	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工事の着手 予定年月日	年 月 日
	工事の完了 予定年月日	年 月 日

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。
2 該当事項は、○で囲んでください。

現 行

(第2面)

1 建築物の変更緑化計画

緑地 の 面 積 に 係 る 計 画	建 築 面 積	m ²		屋 上 の 面 積 (A)	m ²		
	区 分	植 栽 面 積			緑 被 面 積		
		固 定 式 植 栽 基 盤 の 面 積	可 動 式 植 栽 基 盤 の 面 積				
	屋 上	m ²		m ²	m ²		
	壁 面	— m ²		— m ²	m ²		
	ベ ラ ン ダ 等	m ²		m ²	m ²		
	小 計	(B)	m ²		(C)	m ²	
	太 陽 電 池	(E)	m ²		緑地の面積に相当する面積(E) × 1 / 2		(F) m ²
緑地の面積の合計 (B)+(C)+(D)+(F)	(G)	m ²		緑 地 率 (G) / (A) × 100		%	

樹木 の 植 栽 に 係 る 計 画	区 分	樹 木 の 植 栽 場 所	緑 地 の 面 積 m ²	植栽の内容			主 な 樹 種
				高 木	低 木	竹又は地 被植物	
	植 栽 面 積	固 定 式 植 栽 基 盤 の 面 積		本	本	m ²	
			計				
	可 動 式 植 栽 基 盤 の 面 積						
		計					
	緑 被 面 積						
		計					
合 計							

緑化計画の完了予定年月日

年 月 日

注 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

改 正 案

(第2面)

1 建築物の変更緑化計画

緑地 の 面 積 に 係 る 計 画	建 築 面 積	m ²		屋 上 の 面 積 (A)	m ²		
	区 分	植 栽 面 積			緑 被 面 積		
		固 定 式 植 栽 基 盤 の 面 積	可 動 式 植 栽 基 盤 の 面 積				
	屋 上	m ²		m ²	m ²		
	壁 面	— m ²		— m ²	m ²		
	ベ ラ ン ダ 等	m ²		m ²	m ²		
	小 計	(B)	m ²		(C)	m ²	
	太 陽 電 池	(E)	m ²		緑地の面積に相当する面積(E) × 1 / 2		(F) m ²
緑地の面積の合計 (B)+(C)+(D)+(F)	(G)	m ²		緑 地 率 (G) / (A) × 100		%	

樹木 の 植 栽 に 係 る 計 画	区 分	樹 木 の 植 栽 場 所	緑 地 の 面 積 m ²	植栽の内容			主 な 樹 種
				高 木	低 木	竹又は地 被植物	
	植 栽 面 積	固 定 式 植 栽 基 盤 の 面 積		本	本	m ²	
			計				
	可 動 式 植 栽 基 盤 の 面 積						
		計					
	緑 被 面 積						
		計					
合 計							

緑化計画の完了予定年月日

年 月 日

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の1の部の備考4の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

現 行

(第3面)
2 建築物の敷地の変更緑化計画

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	緑地の面積の合計	緑地率		
	m ²	(A) m ²	(B) m ²	(C) m ²	(B)+(C) × 1 / 2 = (D) m ²	(D) / (A) × 100 %		
樹木の植栽に係る計画	区 分	樹木の植栽場所	植栽面積 m ²	植栽の内容			主な樹種	
				高 木	低 木	竹又は地被植物		
	緑地(ガラスパーキングを除く。)の面積				本	本	m ²	
		計						
	ガラスパーキングの面積				—	—		
					—	—		
				—	—			
計				—	—			
合 計								
緑化計画の完了予定年月日		年 月 日						

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。
 2 「ガラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

改 正 案

(第3面)
2 建築物の敷地の変更緑化計画

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	緑地の面積の合計	緑地率		
	m ²	(A) m ²	(B) m ²	(C) m ²	(B)+(C) × 1 / 2 = (D) m ²	(D) / (A) × 100 %		
樹木の植栽に係る計画	区 分	樹木の植栽場所	植栽面積 m ²	植栽の内容			主な樹種	
				高 木	低 木	竹又は地被植物		
	緑地(ガラスパーキングを除く。)の面積				本	本	m ²	
		計						
	ガラスパーキングの面積				—	—		
					—	—		
				—	—			
計				—	—			
合 計								
緑化計画の完了予定年月日		年 月 日						

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。
 2 「ガラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。
 3 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の2の部の備考7の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

現 行

(第4面)

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) + (C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E) / (A) \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m ²				
緑化計画の完了予定年月日			年 月 日				

注 1 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。
 2 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。
 A 4

改 正 案

(第4面)

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) + (C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E) / (A) \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m ²				
緑化計画の完了予定年月日			年 月 日				

注 1 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。
 2 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。
 A 4

現 行

様式第31号の4 (第42条の2関係)
(第1面)

建築物等緑化計画完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

建築物等の名称等	名 称	
	所 在 地	
	種 類	
	行為の種別	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工事の着手 年 月 日	年 月 日
	工事の完了 年 月 日	年 月 日

注 該当事項は、○で囲んでください。

改 正 案

様式第31号の4 (第42条の2関係)
(第1面)

建築物等緑化計画完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

電子メール

建築物等の名称等	名 称	
	所 在 地	
	種 類	
	行為の種別	新築 ・ 改築 ・ 増築
	工事の着手 年 月 日	年 月 日
	工事の完了 年 月 日	年 月 日

注 該当事項は、○で囲んでください。

現 行

(第2面)

1 建築物の緑化状況

緑地の面積に係る状況	建築面積	m ²	屋上の面積	(A)	m ²
	区分	植栽面積		緑被面積	
		固定式植栽基盤の面積	可動式植栽基盤の面積		
	屋上	m ²	m ²	m ²	
	壁面	— m ²	— m ²	m ²	
	ベランダ等	m ²	m ²	m ²	
	小計	(B) m ²	(C) m ²	(D) m ²	
	太陽電池	(E) m ²	緑地の面積に相当する面積(E)×1/2		(F) m ²
緑地の面積の合計(B)+(C)+(D)+(F)	(G) m ²	緑地率 (G)/(A)×100		%	

樹木の植栽に係る状況	区分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植栽の内容			主な樹種	
				高木	低木	竹又は地被植物		
	植栽面積	固定式植栽基盤の面積	計	m ²	本	本	m ²	
					可動式植栽基盤の面積	計		
	緑被面積	計						
	合計							

緑化計画の完了年月日

年 月 日

改 正 案

(第2面)

1 建築物の緑化状況

緑地の面積に係る状況	建築面積	m ²	屋上の面積	(A)	m ²
	区分	植栽面積		緑被面積	
		固定式植栽基盤の面積	可動式植栽基盤の面積		
	屋上	m ²	m ²	m ²	
	壁面	— m ²	— m ²	m ²	
	ベランダ等	m ²	m ²	m ²	
	小計	(B) m ²	(C) m ²	(D) m ²	
	太陽電池	(E) m ²	緑地の面積に相当する面積(E)×1/2		(F) m ²
緑地の面積の合計(B)+(C)+(D)+(F)	(G) m ²	緑地率 (G)/(A)×100		%	

樹木の植栽に係る状況	区分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植栽の内容			主な樹種	
				高木	低木	竹又は地被植物		
	植栽面積	固定式植栽基盤の面積	計	m ²	本	本	m ²	
					可動式植栽基盤の面積	計		
	緑被面積	計						
	合計							

緑化計画の完了年月日

年 月 日

注 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の1の部の備考4の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

現 行

(第3面)
2 建築物の敷地の緑化状況

緑地の面積に係る状況	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	緑地の面積の合計	緑地率		
		(A)	(B)	(C)	(B)+(C)×1/2=(D)	(D)/(A)×100		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%		
樹木の植栽に係る状況	区分	樹木の植栽場所	植栽面積	植栽の内容			主な樹種	
				高木	低木	竹又は地被植物		
緑地(ガラスパーキングを除く。)の面積			m ²	本	本	m ²		
				計				
ガラスパーキングの面積				-	-			
				計				
合計								
緑化計画の完了年月日		年 月 日						

注 「ガラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

改 正 案

(第3面)
2 建築物の敷地の緑化状況

緑地の面積に係る状況	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	緑地の面積の合計	緑地率		
		(A)	(B)	(C)	(B)+(C)×1/2=(D)	(D)/(A)×100		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%		
樹木の植栽に係る状況	区分	樹木の植栽場所	植栽面積	植栽の内容			主な樹種	
				高木	低木	竹又は地被植物		
緑地(ガラスパーキングを除く。)の面積			m ²	本	本	m ²		
				計				
ガラスパーキングの面積				-	-			
				計				
合計								
緑化計画の完了年月日		年 月 日						

注 1 「ガラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。
2 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の2の部の備考7の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

現 行

(第4面)
3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る状況	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) + (C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E) / (A) \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m ²				
緑化計画の完了年月日			年 月 日				

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講じた場合のみ記入してください。

A 4

改 正 案

(第4面)
3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る状況	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) + (C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E) / (A) \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m ²				
緑化計画の完了年月日			年 月 日				

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講じた場合のみ記入してください。

A 4